

## 2019年12月のガス料金について

2019年10月30日

蒲原ガス株式会社

蒲原ガス株式会社は、原料費調整に伴い2019年12月検針分に適用される従量料金単価の見直しを行いました。

その結果、別紙のとおり、2019年11月検針分と比べて従量料金単価の増減はございませんでした。

また、月間のガスのご使用量が53m<sup>3</sup>の標準的なご家庭におけるガス料金についても増減はございません。

これは、2019年7月～9月のLNG（液化天然ガス）平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づき原料費調整を行った結果によるものです。

なお、2019年12月検針分に適用する料金につきましては、当社の本社店頭での掲示や、検針時に各戸にお届けする「ガスご使用量等のお知らせ」等で、あらかじめお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

蒲原ガス株式会社

総務部総務課 担当 川上

TEL 0256-72-3337

<別紙>

## 料金表 (2019年12月)

● 一般ガス供給約款料金

(各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます)

2019年11月に適用される従量料金単価と比較し、増減はございません。

なお、基準従量料金単価に対して+12.62円(税込)調整して料金を算定いたします。また、基本料金は変わりません。

【一般ガス供給約款料金表】

(税込)

	1か月のご使用量 (適用区分)	基本料金 (1か月あたり)	単位料金	
			2019年12月検針分	(基準単位料金)
料金表A	0 m <sup>3</sup> ~ 25 m <sup>3</sup>	660.00 円	122.48 円	109.86 円
料金表B	26 m <sup>3</sup> ~ 250 m <sup>3</sup>	924.00 円	111.92 円	99.30 円
料金表C	251 m <sup>3</sup> ~	2,123.00 円	107.13 円	94.51 円

ガス料金は、検針日の翌日から20日以内(早収料金適用期間)にお支払いいただく場合には、早収料金となります。早収料金適用期間を過ぎてお支払いいただく場合には、遅収料金(早収料金を3%割り増しした金額)となります。

【ガス料金の計算式】

早収料金 = 基本料金(税込) + 従量料金単価(税込) × ご使用量

消費税等相当額 = ガス料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

## 標準家庭における影響

1か月のご使用量	2019年12月 適用料金	2019年11月 適用料金	増減額	増減率
53 m <sup>3</sup>	6,855円/月	6,855円/月	±0円/月	±0.00%

●標準家庭とは月間のガスご使用量が53 m<sup>3</sup>(43.12メガジュール)のご家庭をいいます。

なお、標準家庭使用量(53 m<sup>3</sup>)は、当社におけるご家庭1件あたりの平均使用量/月(2011年度~2015年度の5年間平均)に基づいております。

## 平均原料価格と調整単位料金の算定について

	2019年7月～ 9月原料価格	2019年6月～ 8月原料価格	基準平均原料価格
LNG平均価格 (貿易統計値)	54,050円/t	54,070円/t	37,960円/t
平均原料価格	55,140円/t	55,160円/t	38,730円/t
調整額	+12.62円/m <sup>3</sup>	+12.62円/m <sup>3</sup>	—

### ■ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格 (2019年7月～9月貿易統計値)} \times 1.0202 \\
 &= 54,050\text{円/t} \times 1.0202 \\
 &= 55,141.81\text{円/t} \\
 &\quad \downarrow \text{(10円未満四捨五入)} \\
 &= 55,140\text{円/t}
 \end{aligned}$$

### ■ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 55,140\text{円/t} - 38,730\text{円/t} \\
 &= 16,410\text{円/t} \\
 &\quad \downarrow \text{(100円未満切り捨て)} \\
 &= 16,400\text{円/t}
 \end{aligned}$$

### ■ 調整額 (1 m<sup>3</sup>あたり) の算定 (平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき)

$$\begin{aligned}
 \text{調整額} &= \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.070\text{円} \times (1 + \text{消費税率}) \\
 &= 16,400\text{円} / 100\text{円} \times 0.070\text{円} \times 1.10 \\
 &= 12.628\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{(小数点第3位以下の端数切り捨て)} \\
 &= 12.62\text{円/m}^3
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき従量料金単価を1 m<sup>3</sup>あたり0.077円  
(0.070円に1.10 (1+消費税率) を乗じた値) 調整します。

上記計算の結果、

- 基準従量料金単価に対し、1 m<sup>3</sup>あたり+12.62円 (税込) 調整します。
- 2019年11月に適用される従量料金単価と比較し、増減はございません。